平成２２年（フ）第５号
愛媛県宇和島市御徒町１番４号
債務者　赤山　政道
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第２２８号
福岡県飯塚市横田593番地１　サンライフそうごう205号
債務者　竹下かおり
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第２８号
北九州市小倉北区赤坂２丁目20番10―608号
債務者　伊藤　　浩
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２９号
北九州市八幡東区山路１丁目21番29号
債務者　本村　　晃
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３０号
北九州市八幡東区山路１丁目21番29号
債務者　本村　房子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４３号
北九州市門司区白野江１丁目12番２―401号
債務者　牛丸　重人
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４６号
北九州市小倉南区徳力１丁目11番１号
債務者　武下　正志
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４７号
北九州市八幡西区西鳴水２丁目３番１―609号　小島久美子方
債務者　脇坂真由美（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６４号
北九州市小倉北区金鶏町12番20―503号
債務者　鴨田　圭悟
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６５号
北九州市若松区東二島４丁目11番６号
債務者　山内久美子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第２０８号
鹿児島県鹿屋市西祓川町1042番地
債務者　迫田　朝子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第３７８号
福島県郡山市大槻町字室ノ木北30番地の６
債務者　八巻　裕二
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３号
福島県須賀川市古舘34番地１
債務者　熊田　正史
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第４号
福島県須賀川市古舘34番地１
債務者　熊田とく子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
福島県郡山市富田町字丸山２番地の84
債務者　小磯　裕子（旧姓市川・川上）
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１８号
福島県郡山市開成６丁目12番地　青木マンション１―Ｆ号
債務者　吉田　裕美
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２５６号
長野県上田市古里104番地１　西の手マンションＣ―７号、前住所長野県上田市常田１丁目４番17号　ＫⅡレジデンス101号
債務者　松本トシ子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第７号
長野県千曲市大字稲荷山3970番地３
債務者　山辺　祐子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで　長野地方裁判所上田支部